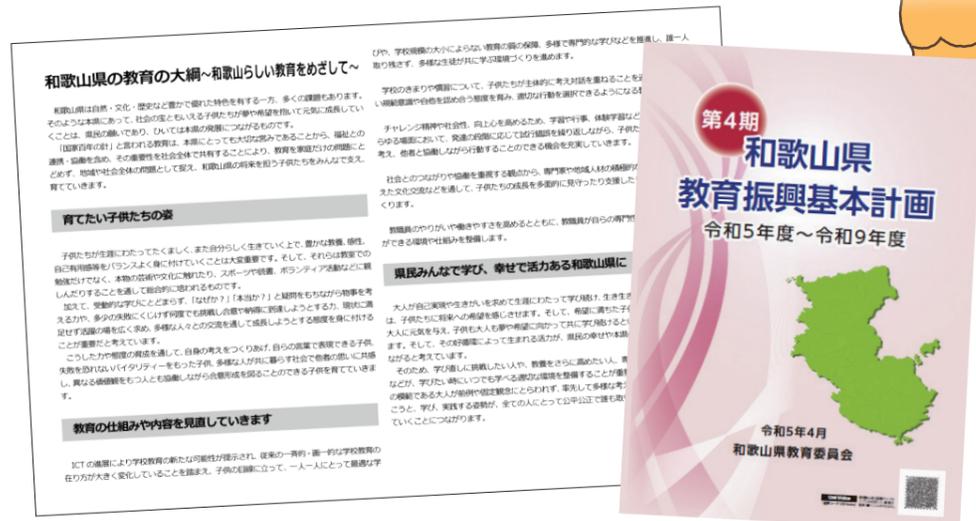


和歌山らしい教育をめざして

「和歌山県の教育の大綱」

「第4期和歌山県教育振興基本計画(令和5~9年度)」を策定しました



「和歌山県の教育の大綱」とは?

本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を進める上での基本的な思いや考え方(理念)をまとめたものです。

これまで本県では、「和歌山県教育振興基本計画」全体を大綱としてきましたが、本県教育の大きな方向性を明確にするとともに、学校や先生など教育に関わる組織や人のみならず、社会全体でその方向性を共有し、同じ思いで教育に携わることができるようにするため、今回、「第4期和歌山県教育振興基本計画」の策定にあわせて、新たに「大綱」を定めることにしました。

「大綱」にはどんなことが書かれているの?

「大綱」は3つの柱で構成しています。1つ目の柱では、教養や感性を豊かに育むことや、自己有用感・チャレンジ精神などに富み、自分と考えの異なる人々とも交わっていける人を育てることなど、「育てたい子供たちの姿」について示しています。2つ目の「教育の仕組みや内容を見直していきます」では、子供の目線を大切にした教育システムを構築していくことや、一人一人の個性や特性を尊重する教育を進めること、教職員のやりがいや意欲を高める研修の仕組みの整備などについて示しています。3つ目の「県民みんなで学び、幸せで活力ある和歌山県に」では、大人が幸せで活力ある姿を示すことで子供が自らの夢や希望を育て、子供の夢の実現が大人や本県を元気づけるといった好循環を形成していくことや、学びたい人がいつでも学べる環境をつくること、多様な考えや価値観を尊重する公平公正な社会をつくっていくことなどについて示しています。



「第4期和歌山県教育振興基本計画」とは?

「大綱」で示す理念を実現するため、今後5年間で本県教育がめざす姿や、その実現に向けた取組などを示したもので、5つの基本的方向と25項目の施策(右ページ参照)にまとめることにより、各施策の位置づけを明確にしつつ、取組を一体的・系統的に推進します。



多様性を認め合う教育

本計画では、基本的方向5に「多様性を認め合う教育の推進」という項を立て、計画全体を再整理することで関連する個々の取組の方向性を揃え、調和的に進めることにより、多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現をめざします。



「第4期和歌山県教育振興基本計画」の内容は?



基本的方向1 成長の基盤となる資質・能力の獲得

- 1 幼児期における心身の調和ある発達
- 2 確かな学力の向上
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成



基本的方向2 より深い学びにつながる学校教育の充実

- 1 子供たちの安全・安心を守る取組の充実
 - (1) いじめを許さない学校づくり
 - (2) 不登校児童生徒への支援の充実
 - (3) 命や体を守る教育や環境の充実
- 2 特別支援教育の充実
- 3 学校教育の魅力化・特色化
 - (1) 高等学校等における教育の充実
 - (2) これからの社会を担う自立した人材の育成
 - (3) 広い世界へはばたく人材の育成



基本的方向3 学校教育の実効性を高める環境の整備

- 1 今日的な課題に対応した学校の機能強化
 - (1) 魅力や活力を備えた学校の整備
 - (2) 教育の情報化及び教育DXの推進
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働
- 3 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進
 - (1) 教職員の資質・能力の向上
 - (2) 教職員の勤務環境の改善



基本的方向4 一人一人の生活の質を高める多様な機会の充実

- 1 生涯学習の機会の充実
- 2 豊かなスポーツライフの推進
 - (1) 生涯スポーツの推進
 - (2) 競技スポーツの推進
- 3 文化芸術に親しむ環境の充実
- 4 文化遺産の保存と活用の推進



基本的方向5 多様な価値観をもった人々が協働する公平公正な社会の実現

- 1 人権教育の推進
 - (1) 学校教育における人権教育の推進
 - (2) 社会教育における人権教育の推進
- 2 多様な背景をもつ人を支える取組の推進
- 3 多様性を認め合う教育の推進

